**隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業　審査会規程**

 (目的)

第１条　[この規程](http://www.town.kanra.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e240RG00000638.html#l000000000)は、隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業の申請に対する審査のため助成事業審査会を置き、新商品助成の審査の適正を期することを目的とする。

(任務)

第２条　審査会は、助成事業対象品に関する審査及び調査事項の審議を行う。

(組織)

第３条　審査会は、委員１２名以内で組織し、委員は一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構が委嘱する。

２　審査委員は、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構事務局及び、推進機構が委嘱するアドバイザー等から選出し構成する。

３　審査員の任期は単年とする。

(審査委員長)

第５条　審査会に審査委員長を置き事務局長が行う。

２　審査委員長は会務を総理し、審査会を代表する。

３　審査委員長に事故があるときは、審査委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会)

第６条　審査会は、委員の過半数以上が出席し、出席委員の過半数以上の同意により決する。

２　委員は、自己の利害に関係のある申請事項を審査する場合は、その議決に加わることはできない。

３　審査会を開催するのが困難な場合、審査委員長に判断を一任することができる。

（採択基準）

第７条　隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業申請書をもとに、下記の認定基準を満たすか否か判断する。

(1)　コンセプト

・隠岐の何を伝えたいかテーマがはっきりしており、隠岐のイメージ向上につながる。

・隠岐を連想させる取組やストーリーがある。

・ジオパークの理念やガイドラインを理解している。

(2)　独自性・主体性

・製法へのこだわりや季節に応じた商品など、品質・商品価値を高めるための工夫があり、優位性や

独自性がある。

・消費者の感性に訴えかけるよう、パッケージなどに工夫や特徴がある。

・隠岐の原材料の割合が多い、隠岐らしいモチーフを取り入れるなど、隠岐らしさの演出に工夫や特

徴がある。

(3)　地域性

・隠岐に本社があるなど、事業の比重を隠岐に置いている。

(4)　将来性

・ブランド化に対する継続した意志があり、強い意気込みが感じられる。

・加工所と原材料が安定的に確保され、商品の販売が継続的に見込まれる

(庶務)

第８条　審査会の庶務は推進機構において処理する。

(改定)

第９条　この規定の改定の必要が生じた場合は、審査会を経て事務局長が決定する。

(雑則）

第１０条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が決定する。

附　則

[この規程](http://www.town.kanra.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e240RG00000638.html#l000000000)は、令和４年４月１日から施行する。